

「外国の法律および措置の不当な  
域外適用を阻止する規則」  
の実務上のポイント

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2021年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

#### **【免責条項】**

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2021年1月9日、中華人民共和国商務部（以下、「商務部」）より「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」（中華人民共和国商務部令2021年第1号。以下、「阻止規則」）が公布され、即日施行されました。「阻止規則」が施行されてから9カ月余りが経つものの、未だ細則の制定または規制当局の説明がなされておらず、禁止命令の発令も行われていない状況です。

## 1. 企業からの問い合わせが多い点

### (1) 「阻止規則」はどのような状況に適用されるか

米国のイラン等と取り引きする第三国（地域）企業等へのいわゆる「二次制裁」は、中国企業とイランまたはイラン企業との取り引きを禁止または制限するものですので、「阻止規則」が適用される典型的な状況といえます。

米国の国民、法人またはその他の組織（以下、これらを総称して「米国人等」）が制裁対象の第三国（地域）およびその公民、法人またはその他の組織（以下、これらを総称して「第三国人等」）と取り引きを行うことを禁止、または制限する米国の「一次制裁」は、通常、「阻止規則」の適用外です。しかし、米ドル取り引き等の米国との接点を通じて中国企業と第三国人等との取り引きを事実上禁止、または制限する「一次制裁」であれば、「阻止規則」の適用対象となる可能性があります。米国の輸出管理関連規則が、米国人等、第三国人等または中国企業による特定の中国企業との取り引きを禁止、または制限することは、「阻止規則」の適用外となる可能性があります。米国の輸出管理規則<sup>1</sup>または「直接製品規則<sup>2</sup>」に基づき、中国企業がその製品を第三国人等に販売することを禁止または制限するのであれば、「阻止規則」が適用される可能性があります。

### (2) 日系企業・日本企業およびその従業員は「阻止規則」適用対象か

「阻止規則」の適用対象は「中国公民、法人またはその他の組織（以下、これらを総称して「中国人等」という）」です。「中国公民」とは、中国国籍を有する自然人を指し（中国に在住する外国籍の自然人は含まれない）、「中国法人」には、中国企業のほか、中国国内で設立登記をして成立した法人格を有する外商投資企業が含まれます。「その他の組織」については、その範囲が明確に示されていません。

したがって、「中華人民共和国国籍法」に基づき中国国籍を有する日系企業の従業員、日本から全部または一部の投資を受け中国国内で設立された外商投資企業はいずれも「阻止規則」の適用対象となります。中国法人が支配する日本における子会社や支店等、および中国国内の日本企業の支店等が、それぞれ「阻止規則」第2条に定める「中国法人」および「その他の組織」に該当するか否かは明らかになっていませんので、規制当局による説明や動向を注視していく必要があります。

---

<sup>1</sup> 米国原産品目が含まれている非米国産品目について、米国原産品目の比率が一定の稀少レベル以下の場合には、EARの対象品目としないルールのこと。

<sup>2</sup> 直接製品とは、米国原産の技術、ソフトウェアを直接使用して米国外で作られた製品を指す。

### **(3) 「阻止規則」の損害賠償義務者に日本の個人および企業は含まれるか**

これについては、完全にその可能性を排除することはできないと思われまます。「阻止規則」第9条第1項によると、賠償責任を負う主体は「当事者」です。「当事者」という用語は、「阻止規則」では第9条のみで用いられており、一般的に考えれば、他の条項で用いられている「中国人等」とは定義が異なると考えられます。したがって、「当事者」とは、中国人等に限らない可能性があります。

この理解が正しいとした場合、「阻止規則」第9条と第7条の間で矛盾が生じます（「阻止規則」第7条と第8条を合わせて見ると、第7条に定める禁止命令の遵守義務者は「中国人等」とであると解される）が、これについては、以下のように解釈することができます。

「阻止規則」第7条は行政上の法律関係を調整するもので、中国政府が外国企業に禁止命令遵守を求めたり、外国企業が禁止命令の不遵守により処罰を受けたりすることはありません。「阻止規則」第9条は、民事上の法律関係を調整するもので、外国企業が禁止命令の対象となっている法律および措置を遵守した場合、相応の民事責任が生じます。民事責任が生じる原因は、当該外国企業が禁止命令を遵守しなかったことではなく、禁止命令の対象となっている外国の法律および措置を遵守したことです。

以上をまとめると、「阻止規則」第9条第1項に定める賠償義務者に外国人等が含まれる可能性を完全に排除することはできません。この点は今後、実際の裁判で明らかにされていくと思われまますので、関連動向を注視していくことが望まれます。

## **2. 日系企業が留意すべき点**

日本から全部または一部の投資を受け中国国内で設立された外商投資企業（日系企業）は「阻止規則」の適用対象に該当するため、下記の点について留意することが望まれます。

### **(1) 報告義務の対象になるか否かの確認・判断を速やかに行う**

日系企業は、その経済・貿易および関連活動に米国の輸出管理関連規則等の外国法の域外適用の効力がおよぶか否かを速やかに確認・判断する必要があります。

日系企業が外国の法律および措置によって、第三国（地域）および第三人等との正常な経済・貿易および関連活動を禁止または制限された場合、30日以内に商務部に関連状況をありのままに報告しなければなりません。そうでなければ、「阻止規則」第13条により、商務部によって警告を受け、期限を定めて是正を命じられ、かつ情状の軽重に基づき過料を科される可能性があると考えられます。

### **(2) 実施細則の制定または規制当局の説明に注意を払う**

「阻止規則」そのものは基本方針を示す枠組みに過ぎず、具体性に欠ける点も多いです。例えば、「阻止規則」公布前に発効済みの外国の法律および措置に関連する報告義務があるか否か、禁止命令遵守の適用除外要件は何か等の点について、まだ明確となってはいません。今後、実施細則の制定または規制当局の説明があると予想されるため、これらの動向に注意

を払う必要があると考えられます。

**(3) 禁止命令の発令動向に注意を払い、必要な場合、禁止命令遵守の適用除外を申請する**

日系企業は、これからの禁止命令の発令に十分に注意を払う必要があり、自社の経済・貿易および関連活動が禁止命令と関連し、何らかの理由により、外国の法律および措置を承認、執行または遵守する必要があるとき、「阻止規則」第 8 条により、自発的に商務部に禁止命令遵守の適用除外を申請することができます。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210042>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp